

事務連絡
令和6年3月28日

居宅介護支援事業所
地域密着型サービス事業所
総合事業事業所
管理者様

大和市健康福祉部
介護保険課長

令和6年度介護報酬改定に伴う既存の加算の届出について

日頃から、本市の介護保険事業の運営について、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和6年度の介護報酬改定に伴う既存の加算の取り扱いについて、別紙のとおりお示いたします。

つきましては、内容をご確認いただき、改めて本市に提出が必要な加算の該当がございましたら、期日までに届出をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 提出書類

《居宅介護支援・地域密着型サービス事業所》

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(介護保険サービス事業者用)
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅介護支援)又は、(地域密着型(介護予防)サービス)
- ③ 届出する加算に応じた添付書類

※様式については、以下のホームページをご参照ください。

https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/18/kaigojigoysyamuke/bosyu_shitei_kasan/5634.html

《介護予防訪問型サービス・介護予防通所型サービス事業所》

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ③ 届出する加算に応じた添付書類

※様式については、以下のホームページをご参照ください。

https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/18/kaigojigoysyamuke/bosyu_shitei_kasan/5635.html

2 提出期限及び提出方法

- 厚生労働省電子申請届出システムにより提出してください。
- 厚生労働省電子申請届出システムの利用にあたって、GビズIDの取得が必要です。

【大和市HP】

https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/18/kaigojigoysyamuke/bosyu_shitei_kasan/20096.html

【厚生労働省電子申請届出システムURL】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php>

令和6年4月15日(月)必着

(やむを得ない場合は、持参または郵送も可能 ※持参の場合は17時まで)

担当: 事業者指導係 日比野
TEL 046(260)5170

届出を行わなくても新規の加算区分に変更される(みなされる)加算については、次のとおりです。

【留意事項】

「**高齢者虐待防止措置実施の有無**」及び「**業務継続計画策定の有無**」については、厚生労働省の示している取扱い内容と異なっております。

なお、「減算型」の届出を行っていない事業所で「**高齢者虐待防止措置実施**」及び「**業務継続計画策定**」が行われていない場合は、**返還**の対象となります。

「業務継続計画策定」については、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は、令和7年3月31日まで経過措置として「減算型」の届出の必要はありません。

なお、訪問系サービス及び居宅介護支援は、令和7年3月31日まで経過措置としているため、減算の適用はありません。

居宅介護支援・地域密着型サービス

サービス種別	加算項目	取扱いについて
居宅介護支援	ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出がない場合は「 2:基準型 」とみなす。
	口腔連携強化加算	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	緊急時訪問看護加算	「3:加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな届出が必要となる。 既存届出内容が「あり」の場合は、「2:加算Ⅱ」とみなす。
	総合マネジメント体制強化加算	「3:加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな届出が必要となる。 既存届出内容が「あり」の場合は、「2:加算Ⅱ」とみなす。
夜間対応型訪問介護	高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出がない場合は「 2:基準型 」とみなす。
地域密着型通所介護	高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出がない場合は「 2:基準型 」とみなす。
	業務継続計画策定の有無	新たな届出がない場合は「 2:基準型 」とみなす。
	生産性向上推進体制加算	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	重度者ケア体制加算	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	サービス提供体制強化加算	「9:加算Ⅲイ(ハの場合)」「A:加算Ⅲロ(ハの場合)」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。
(介護予防)認知症対応型通所介護	高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出がない場合は「 2:基準型 」とみなす。
	業務継続計画策定の有無	新たな届出がない場合は「 2:基準型 」とみなす。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護	高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出がない場合は「2:基準型」とみなす。
	業務継続計画策定の有無	新たな届出がない場合は「2:基準型」とみなす。
	生産性向上推進体制加算	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	総合マネジメント体制強化加算	「3:加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな届出が必要となる。 既存届出内容が「あり」の場合は、「2:加算Ⅱ」とみなす。
小規模多機能型居宅介護	認知症加算	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
看護小規模多機能型居宅介護	高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出がない場合は「2:基準型」とみなす。
	業務継続計画策定の有無	新たな届出がない場合は「2:基準型」とみなす。
	生産性向上推進体制加算	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	総合マネジメント体制強化加算	「3:加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな届出が必要となる。 既存届出内容が「あり」の場合は、「2:加算Ⅱ」とみなす。
	認知症加算	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	緊急時対応加算	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	専門管理加算	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	遠隔死亡診断補助加算	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出がない場合は「2:基準型」とみなす。
	業務継続計画策定の有無	新たな届出がない場合は「2:基準型」とみなす。
	生産性向上推進体制加算	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
認知症対応型共同生活介護	認知症チームケア推進加算	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	医療連携体制加算Ⅰ	既存の届出内容が「加算Ⅰ」の場合は、「加算Ⅰイ」とみなし、既存届出内容が「加算Ⅱ」の場合は、「加算Ⅰロ」とみなし、既存届出内容が「加算Ⅲ」の場合は、「加算Ⅰハ」とみなす。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	医療連携体制加算Ⅱ	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出がない場合は「2:基準型」とみなす。
	業務継続計画策定の有無	新たな届出がない場合は「2:基準型」とみなす。
	生産性向上推進体制加算	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	個別機能訓練加算	「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」「加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「あり」場合で、新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
認知症チームケア推進加算	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。	

介護予防訪問型サービス・介護予防通所型サービス

サービス種別	加算項目	取り扱いについて
介護予防訪問型サービス	高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出がない場合は「2:基準型」とみなす。
	同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供)	新たな届出がない場合は「1:非該当」とみなす。
	同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)	新たな届出がない場合は「1:非該当」とみなす。
	口腔連携強化加算	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
介護予防通所型サービス	高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出がない場合は「2:基準型」とみなす。
	業務継続計画策定の有無	新たな届出がない場合は「2:基準型」とみなす。
	運動器機能向上加算	廃止
	一体的サービス提供加算	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	事業所評価加算[申出]の有無	廃止